

## 第18回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月23日（木）午後1時30分から午後2時23分

2. 開催場所 砂川市役所 2階 大会議室

3. 出席委員（12人）

会長	13番	関尾 一史		
会長職務代理者	1番	前谷 篤		
委員	2番	角丸 章	3番	猿渡 万里子
	4番	大原 瞳生	5番	片桐 幸示
	6番	渡邊 勝郎	7番	渡部 延三
	8番	井上 善博	9番	竹田 安宏
	11番	谷口 秀夫	12番	菊地 匡

4. 欠席委員（1人）

10番 高橋 宏吉

5. 議事日程

報告第1号	農業者年金に関する申請について
報告第2号	農業経営基盤強化法第18条第6項の規定による合意解約について
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	農業経営基盤強化促進18条1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第4号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項の規定による農用地利用配分計画に係る意見について
議案第5号	買入協議の要請について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中村 一久
事務局次長	野田 勉
事務局主幹兼事務係長	篠崎 強
事務局事務係主事	齋藤 史治

## 7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、これより第 18 回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

関尾会長 <開会挨拶>

本日の総会にあたり、初めに、欠席委員を報告します。高橋宏吉委員より欠席の申出がありました。

次に、本日の議事録署名委員ですが、9番の竹田安宏委員と、10番の高橋委員が欠席のため、11番の谷口秀夫委員にお願いします。

それでは早速、議事に入ります。

報告第1号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。

事務局 それでは、報告第1号をご説明いたします。

農業者年金に関して2件の申出などがございました。

1件目は、農業者年金任意脱退申出です。[REDACTED] の [REDACTED]

[REDACTED] が、11月17日に申出されています。

2件目は、農業者年金住所変更・訂正届で、[REDACTED] が、[REDACTED]

[REDACTED] に転居された旨、12月9日に届出されました。

以上2件は、既に専決処分としましたことをご報告いたします。以上です。

只今、報告第1号について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認することといたします。

続きまして、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局より説明願います。

では報告第2号をご説明します。

賃貸借の合意解約の通知が2件ございました。まずは内容を読み上げます。

1番の貸主は札幌市中央区北5条西6丁目1番地 23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原輝和さん、借主は[REDACTED]

[REDACTED]、土地の表示は東豊沼 193 番、地目は公簿・現況とも田、面積 8,644 m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり合計 5 筆、44,697 m<sup>2</sup>です。契約の内容は、農地中間管理事業法に基づく農用地利用配分計画による賃貸借を設定していたもので、期間は平成 27 年 4 月 7 日から令和 7 年 1 月 25 日までの約 10 年間でした。合意が成立した日は 12 月 3 日、土地の引渡しの時期は本日です。

次に貢の裏面、2番ですが、実は1番と同じく貸主は北海道農業公社、借主は[REDACTED]です。土地の表示は東豊沼 214 番の内、地目は公簿が畠で現況が田、面積 25,564 m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり合計 4 筆、45,847 m<sup>2</sup>です。契約の内容は、農地中間管理事業法に基づく農用地利用配分計画による賃貸借、期間は平成 27 年 12 月 25 日から令和 7 年 10 月 28 日までの約 10 年間、合意が成立した日は 12 月 3 日、土地の引渡しの時期は本日です。

さて、この両案件の合意解約に至った経緯ですが、両案件とも中間管理事業を活用した賃貸借でございまして、1番で申し上げますと、土地所有者は記載のとおり現在も[REDACTED]ですが、平成 27 年に、[REDACTED]から公社、そして公社から[REDACTED]に賃貸借するという約 10 年間の契約でございました。それ以降は、[REDACTED]が水稻やそばを作付してきましたが、今年の 3 月、[REDACTED]から農業委員会事務局に、体調不良を理由に規模縮小するため解約したいとの

お話をございました。そこで、公社に相談したところ、もし [REDACTED] と解約した後にこの農地を借りる人がいなければ、公社と農地の出し手である [REDACTED] との契約も解約されてしまい、さらに、契約開始時に [REDACTED] が受け取っていた協力金を一部返還することになってしまいます。この協力金と言いますのは、平成 27 年当時、中間管理事業を推進するために農地の出し手、この場合は [REDACTED] に対して交付されていたものですが、契約が途中で切れると協力金を一部返還しなければならないということでした。こうした事態は避けたいことや新たな受け手を見つけるには一定の期間が必要であることも含めて、[REDACTED] と話し合った結果、今年 1 作は引き続き [REDACTED] が耕作すること、その間に担当農業委員が [REDACTED] の後の受け手を探すこと、となりました。そして先般、担当の片桐委員の調整活動によりまして、新たな受け手に引き継ぐ目途が立ちましたので、公社と [REDACTED] とは正式に合意解約することになったものです。なお、公社と新たな受け手との賃貸借は議案第 4 号でご提案いたします。

以上、報告第 2 号のご説明とします。よろしくお願ひいたします。

只今、報告第 2 号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認することといたします。

続いて、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

議案第 1 号をご説明いたします。

出し手・ [REDACTED] 、 [REDACTED] 、受け手・借主は [REDACTED] 、出し手の息子さんである [REDACTED] 、受け手の経営面積は、田は無く、畑の 49,786 m<sup>2</sup>、労働力は [REDACTED] ご本人と配偶者の 2 名です。対象となる土地の表示は、空知太東 3 条 2 丁目 394 番 1、地目は公簿が畠で現況が田、面積 5,734 m<sup>2</sup> の 1 筆、図面は第 1 号図に示すとおり、使用貸借の期間は本日より令和 13 年 12 月 22 日までの 10 年間です。

この申請に至った理由ですが、貸主の方は「経営移譲のため」、借主の方は「経営拡大のため」とのことと、新十津川町農業委員会にも確認したところ、[REDACTED] は約 26ha を経営する水稻農家ですが、この度、息子さんに経営を移譲するとしまして、新十津川町内の農地も息子さんに使用貸借する申請が出されています。なお、砂川の対象農地は、以前、砂川市内の方が所有していましたが、平成 24 年に農地法第 3 条により [REDACTED] に売買されまして、以降、大豆や牧草、麦が輪作されてきたとのことです。

最後に、この案件に関する農地法第 3 条第 2 項の判定要件ですが、別添 1 の調査書に整理していますとおり、全ての判定要件を満たしているため、本案件は許可できるものと考えます。

以上、議案第 1 号のご説明とします。よろしくお願ひいたします。

只今、議案第 1 号について説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

はい、渡部委員。

受け手の経営面積 49,786 m<sup>2</sup>なんですが、この中に 5,734 m<sup>2</sup> も含まれますか？

いえ、別です。5,734 m<sup>2</sup> というのは申請対象の土地であって、これとは別にこの人は新十津川ですけれども、新十津川に 49,786 m<sup>2</sup> を経営しているということです。

分かりました。

会長  
全員  
会長  
全員  
会長

事務局

会長

渡部委員  
事務局

渡部委員

会長 よろしいですか。

渡部委員 はい。

会長 その他、何かございませんか。

全員 なし。

会長 それでは質問・意見がないようですので、本件を許可することとしてよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは、異議なしと認め、本件を許可することいたします。

事務局 続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

会長 それでは、議案第2号をご説明します。

農地を転用して一般住宅を建設する申請でございます。土地所有者・譲渡人は、[REDACTED]、[REDACTED]、転用計画者・譲受人は[REDACTED]、[REDACTED]、土地の表示は、晴見3条北9丁目181番39、地目は公簿・現況とも畠、面積446m<sup>2</sup>の1筆です。

転用の目的は、一般住宅1棟、庭、駐車場などの建設のためであり、農地の区分は、砂川市都市計画において第1種低層住居地域と用途指定されているため、第3種農地となります。図面は第2号図に示しているとおりで、法律関係は売買でございます。

転用計画のその他の内容ですが、転用期間は許可の日から永年、資金計画は[REDACTED]に対して全額を金融機関からの借入金で対応することとしております。

この件に関する農地法第5条の審査は、別添2にまとめているとおりです。対象農地は原則として転用が許可される第3種農地であり、事業実施の確実性等にも特に問題がないことから、許可相当と認められます。

以上、議案第2号の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

会長 只今、議案第2号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 質問・意見がないようですので、この案件は許可相当としてよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは、異議なしと認め、許可相当と意見を付して、進達することといたします。

事務局 続いて、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明願います。

会長 ではご説明いたします。

事務局 2件ございますが、いずれも本年末に賃貸借の期間が終了し、再契約する案件でございます。

会長 まず1番です。計画番号は令和3年度賃第6号、公告予定年月日は本日、申出者は西豊沼西地区農用地利用改善組合、組合長、岡本広志さんです。出し手・[REDACTED]、[REDACTED]、受け手・借主は[REDACTED]、[REDACTED]、農地の所在等は、西豊沼254番1、地目は公簿・現況とも田、面積7,857m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり合計3筆、10,526m<sup>2</sup>です。対価は改善組合が調整のもと双方の話し合いにより、年額130,000円、これは水張面積に上田の単価13,000円を乗じたものであり、支払期限等は11月末までに指定口座に振り込むこと、期間は令和4年1月1日から令和6年12月31日までの3年間、当事者間の法律関係は賃貸借、図面は第3号図

に示しています。

この案件に関する農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める要件の確認は、別添3に調査書を添付しているとおり、必要な要件の全てを満たしているため、決定できる案件でございます。

続いて2番です。計画番号は令和3年度賃第7号、公告予定年月日は本日、申出者は西豊沼東地区農用地利用改善組合、組合長、浦隆男さんです。出し手、貸主は1番と同じ[REDACTED]、受け手、借主は[REDACTED]、[REDACTED]

[REDACTED]、農地の所在等は、西豊沼50番1、地目は公簿・現況とも田、面積74m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり合計17筆、20,221.81m<sup>2</sup>です。対価は改善組合が調整のもと双方の話し合いにより、年額260,000円、これは水張面積に上田の単価13,000円を乗じたものです。支払期限は11月末までに指定口座に振り込むこと、期間は令和4年1月1日から令和6年12月31日までの3年間、法律関係は賃貸借、図面は第4号図に示しています。

この案件の要件の確認は、別添4の調査書のとおり、全ての要件を満たしていますので、決定できる案件です。

以上、議案第3号の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

只今、議案第3号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。なし。

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項の規定による農用地利用配分計画に係る意見について」事務局より説明願います。

ではご説明いたします。

先程の報告第2号で、[REDACTED]と北海道農業公社との賃貸借が合意解約されました。この議案は[REDACTED]の後の新たな受け手を承認するものでございます。

まず1番は、出し手・貸主が北海道農業公社、受け手・借主は[REDACTED]、[REDACTED]になりました。これ以降の利用権設定の内容は、基本的に[REDACTED]と公社との契約を引き継ぐ形になりますので、農地の所在は報告第2号の1番と同じく東豊沼193番などの合計5筆で44,697m<sup>2</sup>です。対価も[REDACTED]が借りていた対価と同額にしなければならず、平成27年当時に決めた、水張面積に単価11,000円を乗じた額で年額372,000円、支払い方法等もこれまでと同様で12月10日までに指定口座に振り込むことになっています。賃貸借の期間は、始まりが令和4年2月15日としていますが、この利用配分計画を最終的に認可するのは北海道知事として、本日、砂川市農業委員会で意見を決定した後、書類が砂川市から、公社の岩見沢にある道央支所、札幌の本所、そして道庁と進んで、認可を受けるのが2月15日予定ということです。賃貸借期間の終期は、[REDACTED]が借りていた期間の残り期間となりますので令和7年1月25日まで、トータルで2年11か月でございます。当事者間の法律関係は賃貸借、図面は第5号図に示しています。

次に2番は、1番と同じ構成ですので、重複する説明は省略します。出し手・貸主が北海道農業公社、受け手・借主は[REDACTED]、[REDACTED]です。農地の所在は報告第2号の2番と同じく東豊沼214番の内、外、合計4筆で45,847m<sup>2</sup>です。対価は水張面積に単価11,000円を乗じて年額の395,000円、支払い方法は12月10日までに指定口座に振り込むこと、賃貸借の期間は

令和4年2月15日から令和7年10月28日までの3年8か月、法律関係は賃貸借、図面は第6号図に示しています。

以上の2件の要件の確認は、別添5と6に調査書を添付していますとおり必要な要件の全てを満たしていますので、承認できるものでございます。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

会長 只今、議案第4号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

渡部委員 はい、渡部委員。

これは賃貸借期間が終わったら、公社から買うということ。

農地保有合理化事業というのがありますて、それは出し手から公社が買って、公社から受け手に5年間貸した後、買ってもらうという事業なんですが、この議案は農地保有合理化事業ではなくて、農地中間管理事業というものです。農地中間管理事業は、出し手から公社が農地を借りて、公社がさらに受け手に農地を貸すという、また貸しのような事業ですが、契約期間が終わると受け手から公社、公社から出し手へと返却されます。買わなければいけないということはないです。

会長 よろしいですか。

渡部委員 はい。

会長 その他、何か質問等ございませんか。

全員 なし。

会長 それでは、質問・意見がないようですので、本件を適当と認めてよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは、異議なしと認め、砂川市に対して、本件を適当と認める意見で回答いたします。

事務局 続いて、議案第5号「買入協議の要請について」事務局より説明願います。

議案第5号をご説明いたします。

この案件は、本年度2件目の農地保有合理化事業に着手するもので、西豊沼で米作りをしている██████████が農地の一部を北海道農業公社に売渡しまして、その農地を今年度から新規就農した██████████が借りる予定です。そこで、この議案第5号は、まずは██████████が北海道農業公社に対して、自分の農地を買い入れてほしいと申し出る、これを買入協議と言いますが、この手続きを行うものです。買入協議は農業委員会の要請に基づいて砂川市が公社に対して行う形となりますので、議案の提案文章は、記載のとおり形式的な文章となっています。

対象となる農地ですが、西豊沼204番1、地目は公簿・現況とも田、面積16,426m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり合計6筆、34,737m<sup>2</sup>、申出人は██████████、██████████、図面は第7号図のとおりです。

今後の予定ですが、本日この議案が決定されて、公社との買入協議が成立した後、来月、1月の定例総会では、██████████と公社との売買に関する農用地利用集積計画が組まれて、その後、3月の定例総会では、今度は公社から受け手である██████████に、5年間、賃貸借する農用地利用集積計画が提案される予定です。

以上、議案第5号のご説明とします。ご審議をよろしくお願ひいたします。

会長 只今、議案第5号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。  
全員 なし。

会長 特にご質問・ご意見がないようですので、本件にご異議ございませんか。  
全員 異議なし。

会長 それでは、異議なしと認め、砂川市長に対して北海道農業公社に買入協議するよう要請することとします。

全員 本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。なし。

会長 特に無いようですので、続いて、「その他」に入ります。事務局より説明願います。

事務局 1. 議会関連報告（事務局長）

2. 令和3年度空知管内農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会（事務局）

- ・日 時 11月30日（火）
- ・場 所 深川市文化交流ホール「み・らい」
- ・出席者 全委員（1名欠席）、事務局職員

3. 農業委員会だより（令和4年新春号）の配布（事務局）

- ・配布方法 委員各位が担当地区の農業者に配布
- ・配布期限 1月20日（木）
- ・そ の 他 農地流動化アンケート調査と併せて配布

4. 「農地流動化、人・農地プランのアンケート調査」、「有害鳥獣による農作物被害の調査」の実施（事務局）

- ・実施方法 委員各位が担当地区の農業者に配布・回収
- ・提出期限 2月中旬
- ・そ の 他 農業委員会だよりの配布と併せて実施

5. 「農地制度さくっと確認したいときの手引き」の配布（事務局）

- ・北海道農業会議が作成した標記の手引きを配布します。日頃の活動の参考にしてください。

6. 活動記録簿の提出（事務局）

- ・農業委員として行った活動を記入し、12月分を事務局に提出してください。

7. 協議会報告（協議会長）

会長 只今の説明について、ご質問等ございませんか。  
なし。

会長 それでは、特にないようですので、次回総会の日程を確認したいと思います。次回は1月25日、火曜日、時間は午後1時半からです。よろしくお願ひいたします。

会長 それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと存じます。  
<会長挨拶>

会長 以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会長

署名委員

署名委員